

令和8年度
旧修善寺中学校校舎等改修基本設計業務委託
仕様書

令和8年4月

静岡県 伊豆市

教育部 学校教育課

令和8年度 旧修善寺中学校校舎等改修基本設計業務委託

仕様書

第1章 総則

(定義)

第1条 この仕様書において、伊豆市を「委託者」といい、契約に基づき業務を遂行するものを「受託者」という。

(適用)

第2条 この仕様書は、伊豆市の実施する「令和8年度 旧修善寺中学校校舎等改修基本設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

受託者は、契約書、設計図書、静岡県監修「業務委託共通仕様書」（以下「共仕」）、及び本仕様書に基づくものとする。

(目的)

第3条 本業務は、修善寺地区4小学校（修善寺小、熊坂小、修善寺東小、修善寺南小）の統合（予定）に伴い、既存の修善寺中学校校舎等を小学校として再編するための基本設計を行うものである。昨今の建築資材価格の高騰に加え、建設現場における労務単価の上昇や技術者不足といった厳しい社会情勢を十分に踏まえ、限られた予算の中でも、修善寺中学校が築いてきた伝統を次代へ引き継ぎ、修善寺地区の新たな教育拠点として地域に親しまれる学校の再整備に向けた、精度の高いコスト意識に基づいた実効性の高い提案を求める。

(資料の貸与)

第4条 委託者は、業務の履行にあたり、本業務に必要と認められる次の資料を受託者に貸与するものとする。ただし、それ以外の資料については、受託者の責任において収集するものとする。

- (1) 旧修善寺中学校 施設台帳（PDF）
- (2) 意匠図
- (3) 電気・衛生設備図
- (4) 構造図
- (5) 校舎施工図
- (6) 電気設備工事図

※屋内運動場も同様のものあり

(施設等の概要)

第5条 施設等の概要は以下のとおり。

- (1) 建設予定地: 静岡県伊豆市柏久保 395 番地
- (2) 敷地面積: 約 20,607m²(建物敷地及び運動場用地の合計面積)
- (3) 都市計画等: 非線引き都市計画区域内 第一種中高層住居専用地域
建ぺい率 60% 容積率 150%
- (4) 防火地域: 建築基準法第 22 条指定区域
- (5) その他: 景観法に基づく景観計画区域内
(伊豆市景観まちづくり計画 まちなかゾーン)
立地適正化計画策定区域
(居住誘導区域内、都市機能誘導区域内)

(施設利用者の想定)

第6条 供用開始予定時(令和12年度)における施設利用者想定は以下のとおり。

区分	人数	クラス数
児童	約 390 人	14 クラス (通常学級) 特別支援教室、通級指導教室を除く
教職員	約 25 人	—
合計	約 415 人	—

(事業計画予定)

第7条 事業計画は以下の予定のとおり。

- (1) 校舎等改修基本設計: 令和8年度
- (2) 校舎等実施設計: 令和9年度
- (3) 既存施設改修、外構整備: 令和10、11年度

第2章 業務概要

(実施方針の設定)

第8条 基本設計図等の作成に先立って、各種設計の基本的な考え方、導入機能、使用する材料・形式等について検討し、実施方針としてとりまとめる。

(1) 基本設計策定上の課題の整理

現況調査の調査結果を受けて、基本設計を策定する上で検討しなければならない課題を整理する。また、基本設計の検討結果を踏まえて、今後、実施設計、工事、維持管理と事業を計画的に進めるための課題を整理する。

(2) 整備方針の設定

基本設計策定上の課題に対応し、安全・安心で、機能的、経済的な施設を

整備する上での基本的な考え方となる整備方針を設定する。

(3) 関係機関協議

都市計画法、建築基準法、消防法、道路交通法（警察署との交通安全・送迎動線に関する協議）や県の条例等、関連する法令、条例等について、必要となる関係機関との協議を実施する。

(4) トップヒアリングの参加

市長、副市長、教育長への意匠説明とヒアリングを補助し、最終レイアウトに反映させること。

(基本設計の検討)

第9条 実施方針に基づいて、基本設計の各項目について検討し、基本設計図を作成する。

(1) 意匠設計検討

- ・施設全体の空間構成、動線計画、デザイン計画、使用材料等の選定等、施設全体の総合的な内容について設計検討を行う。また、建築基準法、消防法、バリアフリー法、省エネルギー法、県の条例等の必要な法規制などの関係法令に留意するとともに、静岡県の建築基準、工事積算基準、公共工事標準仕様書等を準拠すること。

- ・動線計画については、明快な避難計画とするとともに、施設内外を問わず二方向避難の確保を前提とすること。

- ・文部科学省の示す「小学校施設整備指針」、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」や学校安全に関する各種通知等を参考の上、計画すること。

- ・土地の造成は現況の土地の形状を活かした計画とすること。

- ・周辺環境と計画建物との調和に留意した景観計画とするほか、外構計画にあたっては、周辺との関係、地盤高、雨水排水の処理等に配慮すること。

- ・将来の児童数減少を見据え、学級数減少に伴う余剰スペースの活用（探究学習空間への転換等）や、維持管理コスト低減を目的とした施設規模の適正化（減築等）の可能性についても比較検討を行うこと。

(2) 構造設計検討

既存建物の竣工図、現状診断結果および意匠設計の検討内容に基づき、小学校への転換に伴う積載荷重の変化や空間再編が構造体に与える影響を検証し、合理的な構造計画を策定する。

また、必要に応じて補強案の比較検討や基礎への影響確認を行い、構造検討書を作成すること。併せて、児童の安全確保の観点から、天井材や外装材、照明器具等の非構造部材の耐震対策および落下防止措置についても、既存の劣化状況を踏まえた確実な手法を検討すること。

(3) 設備設計検討意匠設計の検討結果を受けて、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備について系統を中心に設計検討し、取りまとめる。

(4) 外構設計検討

計画地の必要範囲における動線計画、舗装計画、雨水排水計画、施設計画、植栽計画等の設計検討を行う。特に、周辺道路の狭隘さを考慮し、車両（保護者送迎等）の滞留を敷地内で解消するための動線計画および、児童の安全を物理的に確保する歩車分離計画を策定すること。

(5) 基本設計図の作成

これまでの各設計検討の結果を受けて基本設計図を作成する。作成する基本設計図は以下を基本とする。

- ① 建築概要表
- ② 配置図
- ③ 各階平面図
- ④ 立面図(4面)
- ⑤ 断面図
- ⑥ 部分詳細図(必要に応じて作成)
- ⑦ 設備系統図(電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備)
- ⑧ その他必要な図面

(6) イメージ資料の作成

施設の概要を誰にでもわかりやすく説明できる資料として、イメージ図(鳥瞰図A3版)、簡易模型(ボリューム模型程度)を作成する。

(現況調査)

第10条 基本設計を検討するにあたって必要となる基礎資料を抽出・整理するために、現況調査を実施する。

(1) 現地踏査

計画地の持つ問題点・課題を明らかにするために、現状を把握する現地踏査を実施する。現地踏査においては、主要な部分について写真撮影を行い、調査結果を整理する。

(2) 地形・地質調査

配置計画や構造計画に必要となる、計画地の地形・地質状況について既存の資料等を整理し活用する。

(3) 供給処理状況調査

計画地及び計画地周辺における、上下水道、電気、ガス、通信設備等の状況について調査を行い、調査結果を整理する。

(4) 災害発生状況調査

基本設計策定上の課題の整理や導入機能、施設の規模を設定する上での基礎資料として、震災、洪水被害等、災害が発生した場合の状況について調査し、調査結果を整理する。

(5) その他

その他、発注者と協議の上、必要に応じて各調査を実施し、整理する。

(事業計画の検討)

第 11 条 基本設計の検討結果を受けて、以下の項目について検討・整理する。

(1) 概算工事費の算出

基本設計図を基に概算工事費を積算する。概算工事費の算出にあたっては、原則市販の単価資料等を基に算出する。

(2) 概算備品整備費の算出

校舎等に必要となる備品について、発注者と協議の上リストアップし、概算備品整備費を算出する。

(3) 概略事業工程の検討

基本設計を踏まえて、今後の概略事業工程について検討し、事業工程表を作成する。

(打合せ・協議)

第 12 条 業務着手時、中間 3 回、成果品納品時の 5 回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。

第 3 章 業務成果

(報告書類等納品)

第 13 条 本業務において作成する書類は次のとおりとし、詳細については協議の上、決定するものとする。

(1) 納品先：伊豆市 教育部 学校教育課

(2) 書類名：

- ・全体計画図…作業工程がわかるように記載すること
- ・確定図面レイアウト…図面は PDF 及び CAD データで納品すること
- ・納品什器一覧表…エリアごとに一覧表を作成すること
- ・業務報告書…3 部
- ・上記電子データ…一式

※業務報告書のファイル形式は、ワード、エクセル及び PDF とする。

(秘密の保持)

第 14 条 受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。

(手直し)

第 15 条 受託者は本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(注意事項)

第 16 条 本業務の注意事項の範囲は、次に示すとおりとする。

- (1) 受託者は、業務の円滑な推進を図るため、業務を推進する上で必要な経験と能力を有する十分な数の人員を配置すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたって、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。
- (5) 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の特定テーマとして選定された技術提案（プロポーザル）の内容を尊重し、基本設計の策定にあたっては、提案されたコンセプトおよび解決策を具体化するものとする。ただし、協議等により変更が必要となった場合はこの限りではない。

第 4 章 雑則

(その他)

第 17 条 本仕様書に定めのない事項又は委託内容の変更については、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。